

～ 巻頭インタビュー ～



財団法人国際民商事法センター 伊藤正会長に聞く

聞き手 国際協力部教官 山下輝年

財団法人国際民商事法センター（ICCLC。http://www.icclc.or.jp）は、平成8年の設立以来、民間の立場から開発途上国に対する法整備支援事業を実施し、数々の成果を上げておられます。そこで、財団の設立とその後の運営に終始大きな貢献をしてこられた伊藤正会長にインタビューの機会を設けていただき、その結果をここに掲載させていただくことにしました。伊藤会長は、法整備支援に深い御理解と情熱をお持ちであり、また、言うまでもなく、戦争を経て日本経済の復興に力を尽くされた著名な財界人であります。このため、本インタビューでは、同会長の経歴やその間のエピソードも交えながら、法整備支援に至る道のみをお聞きすることといたしました。

<伊藤正会長略歴>

大正11年1月6日	兵庫県に生まれる
昭和24年3月	東京大学法学部卒業
昭和24年4月4日	日本建設産業株式会社に入社
昭和27年6月1日	同社が住友商事株式会社に改称
昭和32年2月1日	同社 本店繊維部繊維原料課長代理
昭和35年4月15日	東京支社鉄鋼業務部鉄鋼貿易課長
昭和40年2月5日	鉄鋼本部東京鋼材貿易部長代理
昭和41年2月14日	鉄鋼本部東京鋼材貿易部次長
昭和41年7月22日	鉄鋼本部鋼材貿易部長
昭和45年11月26日	取締役 鉄鋼本部副部長
昭和46年6月1日	同 鋼材本部長
昭和48年10月1日	同 米国住友商事会社事務従事（社長）
昭和48年11月30日	常務取締役 米国住友商事会社事務従事（社長）
昭和52年6月29日	専務取締役 米国住友商事会社事務従事（社長）
昭和52年12月1日	同 業務本部長
昭和54年6月29日	同 機電部門統括役員
昭和56年6月26日	取締役副社長 機電部門統括役員
昭和57年6月29日	同 機電部門統括役員・生活物資部門役員
昭和58年6月29日	取締役社長
昭和59年4月	藍綬褒章を受ける
平成2年6月28日	取締役会長
平成7年6月29日	相談役
平成8年～	財団法人国際民商事法センター会長に就任
平成9年2月26日～	名誉顧問

<逆命利君について>

- 財界とは無縁の者にとって、伊藤会長のことを知る手がかりといえば、佐高信の「逆命利君」(講談社)がありますが、私は伊藤会長にお会いしてから読んだためか、会長のお顔と声そのまま出てくるような印象を受けました。

あの本を読まれたのですか。佐高信という人は辛口の評論家として大変有名な方ですが、この本では、私の部下だった鈴木朗夫君と私を含め大変好意的に書いております。ある雑誌社の編集長が、「あの本は、彼が単なる腐し屋ではなく、ほめることもある人間だということを示しているもので、彼にとってはある意味では貴重な本になっているんだ」と言っていたことを思い出します。

- 「逆命利君」というのは、すばらしい言葉ですが、「言うは易く行うは難し」といったところではありませんか。

住友の初代の総理事に広瀬幸平という方がおられて、この方が「命に逆らいて君を利す。これを忠という」というこの言葉を好んで使われたということです。これは、己が正しいと思ったことは上司の意に逆らってもこれを押し通すことが、結局は上司のためになることがあるのだという意味であると思っております。部下の皆が上の顔色を見て、皆イエスマンとして行動するような会社なら、その会社は絶対に栄えないと思います。

私は、若いとき、「自分が正しいと思うことなら上司の命に逆らっても押し通すというつもりだから、いつ会社を辞めるか分からないぞ」ということを女房に言っておりました。女房もそれを理解してくれて、「あなたが会社を辞めるなら、焼き芋売りをやってでも暮らしを立てて行くから」と言ってくれました。焼き芋売りというのは、一番コストのかからない日銭が稼げると思ったから、そう言ったのでしょう。

- そうすると、部下を使う立場になっても同じような姿勢で臨まれたわけですね。

そうなんです、私は、常々、部下に対して、「自分の意見をどんどん言え」と言っていたのですが、ある時、逆命利君の主人公になっている鈴木朗夫君が、私のところにやってきて、「あなたは、口で、『どんどん部下に言いたいことを言え』と言っておられますけれども、あなたのように、あなたにとって気に食わないことを言ってくるたびに、そんな怖い顔をしていたら、誰も言えなくなってしまいますよ」と言ってきたのです。彼は「自分にとっては嫌なことでも笑顔で聴かなければなりませんよ」と言うのです。私は、そのときは、「わしゃ、そんなに人間はできとらんよ」と言ったのですけれども、大変ありがたい忠告であったと、今でも感謝しております。まあ、鈴木君こそ、いつでも会社を辞めていいと思っていた人物だったのでしょうね。

<戦争体験について>

- しかし、軍隊で戦争を経験していらっしゃるんですね。上司に意見するという環境とは

正反対になると思うのですが、軍隊当時はどうだったのでしょうか。

私は大学の途中で軍隊に入っていますから、逆命利君の精神を知る前になりますが、そうですね。軍隊というのは、とにかくビンタと言いますか、よく殴られるんですよ。手で殴られるのはまだよい方ですが、殴る方も痛いですから、革のスリッパがありましてね、それは上靴と言うのですが、それで殴る上靴ビンタとか、帯革ビンタというのもありますし、色々ありましてね。特に、学生上がりの兵隊なんていうのは古い兵隊、上等兵などから見たら面白くない存在なんですよ。というのは、学生上がりの兵隊は、幹部候補生に選ばれば予備士官学校に行って、そこを卒業すると見習士官になり、部隊に帰ってきて彼らの上官になるわけですから。まあ1日に20～30発は殴られてましたよ。もちろん、各部隊・各連隊それぞれで状況は異なっていたようでしたけれども、私がいた岐阜の連隊では、とにかくよく殴られていましたよ。殴るのには理由なんか要らないんです。「殴られた兵隊ほど強いんだ」というようなことを言ってましたね。

私も「なぜこんなことがまかり通っているのか」ということを考えてみたのです。自分なりに納得しました結論というのは、結局、明治になってから国民皆兵になり、百姓や町人の輩が銃を持って兵隊になったわけでもなくて、侍から見れば、「百姓・町人などは牛馬にも劣る」というふうに考えていたんでしょね。牛や馬は叩いたほど働きますわね。結局、兵隊は牛馬並みに扱われていたと思います。まあ、これはそういうものだと思わないとやっていけませんよ。仕方がないと割り切って、殴られていました。人間は置かれた環境によって変わるというか、あきらめるしかない場合もあるということでしょうね。

○ その他に軍隊や戦争で学んだものをお聞かせ願えないでしょうか。

当時の職業軍人などは、だいたい非常に威張り散らしておって、私たちから見ると鼻持ちならん存在だというように考えていたわけです。しかし、私が岐阜で配属になりました中隊に、中隊長の古賀中尉という方がおられまして、私は大変感銘を受けました。この方は、陸軍士官学校出で、ガダルカナルの戦闘に参加されて、そこから転進をされて、そして岐阜の連隊に移って来られたわけでありませぬ。

私たちが入営して4～5日経ったころ、その中隊長が私たち学徒入営の新兵一人一人と面接をするということになりました。中隊長が新兵と面接することはほとんど例がないわけですが、私たちが学徒兵であったということもあったからでしょうが、そういう機会があったわけです。私は、どうせ、軍人精神などというようなことを極めて高圧的な態度と言いますか、私たちに説教するのだろうと思って、中隊長の部屋に入りました。そうしますと、非常に丁寧な言葉で「軍隊に入ってどういう印象を受けましたか」ということを聴いてきました。確か私は、「まだ短い期間でありますので、印象というものはまとまっておりませぬ」というような返事をしたように思うのですが、その中隊長は、「軍隊にもいいところがあ

ると思うから、軍隊にいる間に、そのいいところを体験して欲しい」ということを言ったのです。私は大変驚きました。年齢は私より一つ二つ上くらいだったと思いますけれども、その態度は、初年兵と同じ立場に立っているような話し方で、私はその謙虚な姿勢というものに非常な感銘を受けたわけです。その後、私の人生にとっても、謙虚さというものが大事であるということをお教えされたという思いがしております。

また、別の機会でしたが、その中隊長の訓示の中でも印象に残っているのがあります。その中隊長が言いますには、「人間というものは上官から命令を受けたとき、自分に都合がよく安易な道を選べるように受け取ろうとする傾向がある。しかし、むしろ自分にとって辛くて苦しい道を選ぶという心づもりで考えるように」ということでした。確かに人間は、人生において仕事をしていて、自分に辛い道を選ばず、楽をする方向に理屈付けをしがちですが、それが一番よくないということをお教えしてくれたと思っています。

この方はその後サイパンで亡くなりましたが、非常に立派な方で、私は教えられるところが大きかったというふうに思っております。

- 学徒出陣というと、テレビでよく出てくるあの光景でしょうか。

そうです。昭和18年11月上旬だったと思うのですが、出陣学徒ということで、外苑競技場の中を雨の中を行進し、東条英機が出てきて、東京の女学生が動員されて手を振るという光景がよくテレビに出てきますよね。私もその時に行進するべき人間の中に入っていたわけですがけれども、私はまあ戦争というものについて疑問を持っていたこともあって、出席いたしませんでした。私は、昭和14年3月に神戸一中を卒業して、一浪の末、昭和15年に一高に入りました。本来3年であるべき高校生活が、戦時中のことで2年半に短縮されまして、昭和17年10月に東大の法科に入ったのです。そして、昭和18年12月に学徒動員されたわけです。なお、南方に派遣されて、昭和22年の暮れに復員をしました。その後復学をして昭和24年3月に卒業したわけですから、大学3年のところを6年半かかったということになります。

三ヶ月章先生は、私の一高一年の先輩であるわけですがけれども、大学は私よりも半年早く入っておられまして、昭和18年12月に入隊され、軍隊に入っておられる間に仮卒業ということで卒業証書が来て、卒業してしまっておられます。三ヶ月さん自身は、「1年半しか大学に行っていないから、ろくに勉強させてもらっていないのに卒業となった」という言い方をしていますがね。



大学入学前

<学生時代>

- 大学に戻って驚かれたことがあると聞きましたが。

終戦後2年3か月ほど南方のマレーシアで収容所にて労役に服していたわけですが、復員した後の昭和23年5月ころ兵隊服を着て東大に行きましたよ。そこでびっくりしたのが、女子学生がいたことですわ。戦前の旧制高校や国立大学には女性は入学できませんから、女子学生なんていませんでしたからね。確か法学部には4～5名の女子学生がおられたように思います。その中の一人に、今の法務大臣の森山真弓さんがおられましたよ。森山さんは、その後何十年も経って報道などで顔を見るようになりましたが、ほとんど変わっておられませんね。写真で顔を見てすぐに「あの時の女子学生だ」と分かりましたよ。経歴には東大卒とも書いてありましたしね。

- 学生時代の思い出など、現在の教育事情と比較してどうでしょうか。

学生時代というラグビーの思い出が大変強いですね。私は兵庫県の明石で育って、中学は神戸一中ですが、ラグビー部に入りました。当時は全国中等学校ラグビー大会というのがあって、南甲子園にあるグラウンドで大会がありました。今は花園でやっている全国高校ラグビー大会の前身ですね。準決勝で秋田工業と戦って3対3の引き分けになり、抽選で出場権を失いました。私を含めて選手が控え室でおいおい泣いたときに、部長が「負けたのではない。出場権がないだけだから泣くなよ」と言って慰めてくれたことを今でも覚えていますね。当時は、スクラムを前から3・2・3と組んでおり、私は最初は5番ロックで、次には7番つまり今で言うナンバー8をやっていました。一高時代の2年半はラグビーだけをやっていただけと言ってもいいくらい、ラグビーを熱心にやっておりました。

大学では、今度はもう最後の学生だから勉強をしたいというふうに考えまして、入部いたしませんでした。しかしながら、復員しましてから、後輩に頼まれて3度だけ東大での試合に出ています。京都大学との試合が京都で年末にあるので、明石へ帰る東京明石間の汽車賃を部で負担するから出てくれと言われてまして、アルバイトのつもりでやりました。5年ぶりのラグビーでしたからたいした働きもできませんでしたかね。

それから、一高時代には、これだけは読んでおかなければならないという本がありましたね。例えば、倉田百三の「愛と認識の出発」、阿部次郎の「倫理学の根



神戸一中時代
近畿ラグビー大会優勝（左から2人目）

本問題」，西田幾多郎の「善の研究」，和辻哲郎の「古寺巡礼」というような本でした。私は，あまり勉強はしませんでしたけれども，こういう本だけは読みました。理科系の方も，皆さんこういう本を読まれたようであります，これが将来の人生において非常に役立ったということ，理科系の方が私に話していたことを思い出します。一高時代に，ある先生が「君たちは滴るほどの時間を持っておる」というようなことを言っておられました。旧制の高等学校時代というのは，確かに滴るほど時間はありました。それが人格形成に大変役立っているように思います。そういう意味で，今の若い人たちもこういう体験ができるようになればいいなと思います。

<法律・司法との関わり>

- さて，伊藤会長は，ICCLCの法整備支援活動に携わっておられますが，法律や司法との出会いと言いますか，源流になるようなことをお伺いしたいのですが，まず，東大法学部に入った理由はどのようなものでしょうか。

一高の文科系に入っている連中は，85パーセントは東大法学部に行っていたように思います。だから，特に理由があつて法学部に行ったということもなかったのですがね。法律学科と政治学科がありまして，私は法律学科に行ったわけですが，法学部650人のうちの法律学科に行く人は100人以下になっておりました。まあ，なんとなく司法というものに対して興味を持っていたということから法律学科に行ったというような気がします。

大学に入ってから司法に興味を持ったのは間違いありません。特に，小野清一郎先生の刑法は興味深く勉強しました。それで学生時代にも刑事裁判の傍聴をしに行ったというようなこともあります。

- それは立派ですね。私は，司法試験を受けようというのに，大学時代は裁判傍聴に行ったことはなかったですね。父親が民事裁判で裁判所に行くというので，自動車を運転して連れて行ったことはありますが。

と言っても2回だけですけれどね。夏休みに帰郷したときに神戸地方裁判所に傍聴に行きました。今と違って，検察官も法服を着ていて壇上にいましたね。非常に冷たい顔をして（笑）。

一つの事件は，泥棒に入ったところ，中からおばさんが出てきて騒いだので，棒で殴って逃げたというものでした。それが強盗と傷害罪ということにあたり，戦時中は非常に刑が厳しくなっておりまして，その両方では死刑か無期しかないけれども，特別に傷害罪を免除して15年の求刑にするとおりましたね。被告人は，前科2犯でしたが，そんな重い求刑がなされるとは思っていなかったのでしょうか，大変びっくりしていたことを思い出します。

- 裁判と言えば，以前，雑談でお話したときに，捕虜収容所で裁判を見たことがあると聞いた記憶がありますが。

私は、軍隊に入隊後、昭和19年に南方のマレーシアに送られました。そこで最後の教育を受けて、見習い士官としてマレー駐在の部隊に配属され、そこで終戦を迎えたのです。武装解除を受けた後、収容所に収容されて労役に服していましたが、収容所では、兵隊を引率して労役に連れて行くという仕事をしておりました。その時の体験で、どちらかと言うと広い意味の司法、つまり矯正や保護の仕事をしたと思うきっかけになりましたね。

○ その体験というのは、どういうものでしょうか。

労役の仕事の中には、駅の倉庫に行って、貨車で来た食料を倉庫に入れたり、トラックに移し替えたりする仕事がありましたね。兵隊にしてみれば、ろくな食べ物を食べさせてもらっていませんので、腹が空いて仕方がないんですよ。すると、やはり兵隊が倉庫から食料なんかを盗むんですね。まるで手品のようにうまいんです。暑いところですから、1時間の昼休みの時に、高床になっている木造倉庫の床下に並んで寝転がって休んでいるのですが、どうもその時に誰かが床を破って缶詰やら何やらを盗むんですね。労役から帰るときには身体検査があるのですが、その時には見つからないのです。ところがキャンプ内に帰ってくると、なぜかきちっと戦利品を持っているんですよ。

敵の物ですから盗んだっていいという気持ちがあったのでしょうかけれども、やはり盗みは盗みです。やはり人間は環境次第ではそういうこともあるのかなと思ったんですよ。別に彼らは根っからの犯罪者ではなく普通の人間です。私は、将校の端くれで、兵隊を引率して連れて行く立場にありましたので、盗みませんでした。しかし、私も兵隊の身分であったら、おそらく皆と一緒に盗みを働いていたと思います。私は、犯罪人を裁くとか摘発するというようなことができるような立派な人間ではないのだと思いましたね。むしろ、色々な事情で罪を犯した人の更生とか人権保護とかというような仕事をしてみたいという気持ちになっておりました。

○ 環境次第で人間が変わるといのは、先ほどの軍隊で殴られる話のところでも出てきましたが、環境を変えてやれば正しい方向に行くという考えに結びついたわけですね。

環境が変わるとい点では、もう一つあります。ある時、我々の収容所が突然、いわば格子なき牢獄になったことがありました。収容所にはもともとインド人の警戒兵が来ていましたが、昭和21年の秋にインドのネール首相がアジア会議に出席する途中で収容所近くの町で演説をいたしました。当時、私たちを管理する部隊は、上級将校は英国人で、下級将校以下はインド人でした。そのインドの下士官から聞いたのですが、ネール首相は、「日本という国はなくなったわけではない。ただ手を挙げて降伏しただけだ。日本人はアジア人だから、同じアジア人のインド人が日本人の警戒兵などをすべきではない。日本人のことは日本人の将校が責任を持ってやるべきなのだ」ということを演説したという話なのです。警戒兵が引き上げていったとき、帰国できるのではないかと一瞬喜んだのですが、ただ格

子なき牢獄になったというだけでありました。

そうすると逆に困ったのは、キャンプ内の秩序維持です。終戦後の1年余りは昔の軍隊の秩序というものが残っていましたが、時とともに上官の言うことなどだんだん聞かなくなってきました。私どもにしてみれば、警戒兵がいてくれた方が助かるわけです。こんな事件がありました。夜中に抜け出して椰子酒を盗み、裁判に掛けられる兵隊が出てきたわけです。その時に、警察官がやってきて、私に「お前ちょっと来てくれ。通訳しろ」というふうに言われました、おそらく郡長さんなのでしょうが、その郡長さんが犯罪人を十数人並べて順番に判決を下していくわけです。最後に私のほうの日本兵が残っておりまして、椰子酒5個を盗んだということを認めるかどうかということを通訳させられました。その後、郡長さんが、「本来なら20ドル程度の罰金だが、日本兵は金を持っていないので上級裁判所に照会しなければならないから、それまで判決を延期する」と言うのです。その後、身元引受書というようなものを出して、もらい下げて、その兵隊にキャンプに連れて帰って朝飯の雑炊を食べさせてやりますと、その兵隊が「留置場のパンの方がおいしかった」と言い、大笑いをしたことがあります。

自由になったら自己責任が出てくるわけですが、いわば拘束状態から突然自由にされても、人間は直ちには対応することがなかなかできないわけですね。

- 現在の法整備支援の相手国は市場経済への移行国ですが、統制された計画経済から自由を基調とする市場経済へ対応できるかという話にもつながりますね。ところで、どうして経済界へ進んだのでしょうか。

結論から言いますと、住友（当時の日本建設産業）の津田久常務の話と人柄、母親が矯正・保護への就職を反対したことなど、色々な条件が重なったことだと思います。

昭和23年秋、たまたま大学に行きますと、ちょうど民間会社の採用関係の募集が行われておりました。その件について、法学部長の我妻栄さんからお話があったのですが、私が部屋に入ったときには我妻部長の話は終わっていて、採用係の平木さんという方の話を聞きました。平木さんからは、「戦前は、三井とか三菱というような名前を見れば、どんな会社かということがすぐに分かったけれども、財閥解体されて財閥名前が使えなくなった、どんな会社か分からないので皆さんもお困りになるでしょう。例えば、ここに日本建設産業などという建設会社のよう名前がありますが、これはもともと住友の会社であります」というような話がありました。当時、人の話によると、試験を受けに行くと昼飯にありつけるといって話があって、3社までは受けてもいいということでしたから3食分助かるので3社受けよう、というような調子で3社に志望を出しました。

最初に日本建設産業で面接を受けたとき、そこで自分の気持ちを正直に第一希望は法務庁（現在の法務省）だとはっきりと言っておいたのですが、その日のうちに採用内定通知が来ました。大学の就職係から内定したら通知してくれと言わ

れていたので行くと、係の人が「内定が来たら他の会社に行ったら困る」と言うんですよ。お陰で1回しか昼飯を食べられませんでした。(笑)

そしてしばらくすると、会社のほうから内定者を集めて懇親会を開くという連絡があり、私も出席しました。その当時、よく会社では、このような席で「必ず入社します」というような誓約書を書かされると言われておりました。そうなった時は断ろうと思って行ったわけですが、そういうことはないまま散会となりました。そのとき、津田常務が私のところにやってきて、「自分も一高出身で官庁志望であったが、住友に入ってしまった。君もぜひ来てくれよ」というような話がありました。

まあ、それはともかくとして、私は法務庁に行こうと思っていましたから、私の兄になる伊藤正巳*が当時東大の助教授であり、法務庁の関係の仕事をやっていたこともありましたので、兄を通じて行刑関係の責任者の方に会いたいと頼んだところ、確か当時、成人行刑局長という肩書きだったかと思いますが、小川太郎氏が会ってくれました。小川太郎氏は、中央大学の講師なども務めておられて、著者もある行刑では大変有名な方であったと思います。そこで、私は、大変生意気だったと思いますが、「学者は実務家を理論がないと言って批判し、実務家は学者が実務を全然知らないとお互いに批判している。自分は実務に入りたいが、実務の間でも研究の時間を与えてもらえるだろうか」というようなこと言いました。小川局長は「君の言うとおりで、役人には異動があつて、自分もいつまでもこの職にいるか分からない。したがって、君の希望どおりにできると約束はできませんよ」と言われておりましたね。至極当然のことで、今更ながら、こんなばかげた質問をしたことを恥じております。

そうこうするうちに3月に入って、私はやはり法務庁に入ろうと思っておりましたので、やはり先輩の津田常務の所へ行ってきちっと断らなければならないと考え、卒業式の数日前だったと思いますが、明石に帰りまして、津田常務とのアポイントをとりました。明石の実家で、母親が「お前、これからどうするのか」と尋ねてきました。犯罪人の矯正・保護



一高時代、兄・妹と

* 元最高裁判所裁判官（昭和55年1月19日～平成元年9月20日）で憲法学者。

の仕事がしたいと答えたのですが、母親は「矯正・保護といえば刑務所ではないか。刑務所と言うたら網走もあるやないか。よそ様から、あなたのお子さんはどこで働いておられますかと聴かれて、網走におりますなんて言ったら嫁の来手もないではないか。そんなとこにやるためにお前を大学へやったのではない」と言っ
て、オイオイ泣き出して、本当に困りましたね。

それでもお断りしようと思ひ、翌日、津田常務とお会いしたのですが、忙しい中を1時間半以上も相手してくれましたかね。その話の中で、「国に報いる方法は色々あるのではないか。これからは貿易が日本の再建にとって大変やりがいのある仕事ではないか」ということを一生懸命説明してくれました。私は、津田常務が私とまったく対等の立場でお話されるという態度に大変感銘を受けました。終わりころになると、母親の泣き顔が津田常務の顔にダブってきまして、「それでは、やっかいになります」ということになってしまいました。電話で母親にそのことを話しますと、大変喜んでいたということをおもひ出します。

<国際関係について>

○ 次に、国際関係について伺いたいのですが、商社ですから仕事全部が国際関係でしょうが、何か印象に残っていることをお話いただければと思います。

そうですね。そうすると、やはり戦後初めて海外に出たときの経験になりますかね。初めて海外に出たのが昭和26年で、約1年間、パキスタンを中心に、イラク、アデン、東アフリカ諸国などを訪問しました。出発するときは、日本はまだサンフランシスコ平和条約が批准されていませんでしたので、パスポートは日本国旅券でしたが、GHQの添書が付いていました。サンフランシスコ条約が、昭和27年4月28日と思いますが、発効したわけです。それ以後、パキスタンでの移民局などでの扱いが一変しました。このような状態を経験しますと、「ああ、日本は独立したんだなあ」ということを実感しましたね。海外に出ますと、国際社会で認められる国になるには、やはり日本は経済力がなければならないということを考えさせられましたね。

法律に絡んだ話で一つ申し上げますと、昭和48年から4年ほど米国住友商事で社長をしておりました。アメリカは訴訟社会ですから、その時にアメリカの訴訟を経験しました。一例を挙げますと、契約社員の一人の男がいたのですが、ある事情があつて解雇したところ、その男が「まだ何年か使ってもらえるはずだった」と言つて訴訟を起こしたのです。その男は結構金を持っているんですよ、実際は。しかしですね、陪審制ですからね、その男は裁判になると、よれよれの服を着てくるわけです。いかにも金に困っているという格好ですよ。裁判官は、男が主張するような内容は書類に書いていないと有効でないことになっていると言っているのですが、陪審員は、「そんなことを言つたって、可哀想だから少しは払つてやれよ」というようなことで、こちらが負けたわけです。

陪審制というのは、私個人は、今の日本ではまだまだ時期尚早だと思うのですが、日本で採用するにしても、今話したようなことにはならないように注意しなければいけないのではないのでしょうかね。

- 伊藤会長は、最近では日本の刑事裁判を傍聴することがあると聞いていますが、何か御意見があればお聞かせ下さい。

では、素人の立場で言わせてもらいますかな。傍聴席にいて気付くことはですね、裁判官も検察官も、そして証人や被告人も、声が小さいで

すな。私は、歳は取っているものの耳は悪くないと思っていますが、あまりよく聞こえませんなあ。弁護士さんの声は比較的聞こえているんですがね。声が大きくなならないなら、マイクをきちっと使ったらどうですかね。裁判も開かれた裁判というなら、もっと傍聴席と一緒にあって裁判をやっているというような雰囲気にならなければいけないと思います。小さい声だと、何かコソコソやっているような印象を受けますよ。

そして、裁判官の訴訟指揮というんですか、ハキハキしていた方がよいですね。弁護士がくどくどと意見を言うことに対して、「その判断は裁判所がします」ときっぱりと言う裁判官がいましたが、聞いていて大変気持ちがいいし、威厳もあり、私は非常によい印象を受けました。同じ裁判官が、居眠りしている傍聴席のマスコミの記者に「あなたはずっと寝ている。寝ているんなら出ていけ」と言いましたが気持ちよかったですね。もっとも、私も眠らないように努力したことを思い出します。

全般的に弁護士さんの声が大きくて、検事さんの声のほうが小さいですね。陪審制になったら検事さんの方が負けてしまいますよ。

<社会貢献・国際貢献について>

- 最近のアメリカのエンロンやワールドコムの場合は、金を儲けるにしても、どのような手段を使ってもよいというわけではないことを意味していると思いますが、住友商事は、元来そのような精神・伝統を持っていると聞いておりますが。

「君子財を愛す。これを取るに道あり」という言葉を御存知ですか。これは、住友の名総理事と言われた伊庭貞剛さんがよく使われた言葉であります。

伊庭さんは、もともと裁判官をやっておられた方ですが、住友に来られて事業をするというときに、禅書の中に、この言葉を見て、大変この言葉に意を得られ



昭和26年 出張先のパキスタン・カラチの街角

たようであります。企業は、株主のためにも利益を上げなければならないのは当然です。しかしながら、法を犯したり、人の道に反したりして利益を上げることがあってはならないというのも当然であります。さらに伊庭さんは、よそ様が何かいいことをやって儲けているからといって、そこへ乗り込んで資本の力を使って周りに既成事業を圧倒するというようなことをしては絶対にいけない、ということまで言われております。別子銅山の公害の問題が起こったときには、「たとえ住友の事業が潰れても害毒は流さない」という方針で対処したというふうに言われております。

また、伊庭さんは「事業の進歩発達に最も害をなすのは青年の過失ではなく老人の跋扈である。」ということをおっしゃられ、伊庭さん自身、58歳の若さで引退されております。一般にはこのことだけが大変有名でございますけれども、その反対に「老人の経験も大事である」というような意味のことも言われております。物事はそういうもので、立場を変えてみれば、どのような行動をとればよいのか自ずと分かることと思えます。

- そういえば、住友商事では国際貢献の一つとして、海外の学生のために奨学金制度を創設していると聞きましたが。

日本の国際貢献というと、すぐに自衛隊の派遣というような話になるのが平成2年の湾岸戦争以来の傾向ですが、その他にもいろいろな方法があるでしょうし、特に企業でもちょっと発想を変えれば大きな貢献ができると思っています。

その一つが教育への貢献でして、住友商事は海外支店を持っていますが、例えば、インドネシアのジャカルタで支店長が交代するときにパーティーをやっていたのですが、そういうことをやめることにして1,000万円をインドネシアの教育振興のための基金に寄付したわけです。平成3年当時で言えば、その金利収入で毎年大学生20人に一人月額50,000ルピア（3,600円）、高校生60人に一人月額25,000ルピア（1,800円）の奨学金を支払うことができたのです。その後も支店長が交代するたびに基金を追加し、これまでのルピアの暴落にもかかわらず、当時とほぼ同人数に対して奨学金の支給を続けています。

そして、住友商事が商事活動を開始して50周年にあたる1996年に、記念事業の一つとして、アジア17か国の35大学・大学院の学生を対象とした住商奨学金というものも設立し、年間900名の学生に奨学金を支給しています。

最近は同時多発テロ以降、何やら妙な動きになっております。しかし、教育レベルの向上はその国の産業力を高めますし、教育の普及は民主政治を根付かせるでしょう。民主政治が行き渡れば戦争のない平和な世界を作ることにもつながるわけですね。企業の社会的貢献という意味では、重要なことと思っているのです。

<法整備支援について>

- 法整備支援のために財団を作って協力するという話は、いつころあったのでしょうか。

平成7年6月に住友商事の会長を退いて相談役になっていたときでしたから、平成7年10月ころではなかったでしょうかね。その前年に JICA の枠組みで法務省がベトナムに対する研修をしたということがあり、法務省としてもその後ますますアジアの国々へ法制度の整備の支援をするんだという話がありました。それに民間の立場から協力してくれないかという話でした。その話を聞いたときは、それは非常にいいことだと思いました。これからも国際的な仕事が増えるわけですから、アジア地域の法制度を理解すること、さらにまた、それらの国の法制度の整備をお手伝いをするということは、極めて意義があることだと。

それに対して、私がどこまでやれるのかということもありますし、住商がやるということになると経済的な負担も考えなくてははいけませんからね。私自身はやる気になっていましたが、経団連会長の豊田章一郎さんのところへ行って、こういう話があると話しました。豊田さんからは、「相談役でのんびりなさらしないで、お国のために役立つことをされた方がいいんじゃないですか。大いにやって下さいよ」と言われまして、「それなら、あなたも手伝って下さいよ」と言って特別顧問を引き受けてもらいました。後に住商も協力するという事になって、結局、私が財団の会長をお引受けすることになったのです。

三ヶ月章先生にも特別顧問をお引受けいただき、大変御活躍いただいております。あの方は一旦「やる」といったら徹底的にやる方で、大変尊敬いたしております。三ヶ月さんは、よく冗談で「伊藤会長は話が短い、それは株主総会を短時間で終わらせる必要があったからだ。自分の話が長いのは、教授が商売だから」と言っておりますが、今回のインタビューで、少しは私の印象を変えられるかもしれませんな。(笑)

○ 法整備支援のどういうところに意義があると考えておられますか。

法整備というのは時間がかかると思いますよ。途上国というのは、コネ社会が普通のようなところがありますからね。日本もある面ではそうでしょうが、最後は法律とか司法で解決するという信頼があります。途上国はどうかというと、必ずしもそうではないでしょう。それらの国々をとりまく環境がそうさせているのかもしれないしね。しかし、いつまでもそういうことではいけないわけでしょう。法律が整備されて、それを動かす制度ができ、法律家が育てば、つまり環境が変われば、途上国の事情も改善されるでしょう。まず法律が整備されないことには始まらないわけです。法律を作るのも大変だということは分かっていますから、長期的な仕事であることは分かっています。しかし、地道な仕事を続けていけば、いずれ財産となって、その国にとっても、その国と関係を持つ日本にとっても有益となるわけです。

もともと、環境によっては普通の人間も罪を犯すということを知って矯正や更生の仕事をしよと思った人間ですし、貿易を通して国に貢献することもできる

と、思っ、て住商に入、った人間です。その住商には、利益を追求するだけではなく、「財を取るに道あり」の精神がありましたし、国際貢献として奨学金でアジアの学生教育に協力してきたわけです。法整備支援は、これらの活動につながるものと考えております。いわば新しい世界ですから、老人の跋扈ということでもないでしょう。(笑)

私でお役に立てるならと思っ、て、これまで活動してきたわけです。

- 法整備支援の今後のことについて、何か御意見をいただければと思っ、ます。

意義のあることなのですが、現在、日本の経済はよくありませんからね。財団の活動資金は、住商を始め多数の会員企業の寄付金によってできているわけです。財政的にはなかなか厳しいものがあります。しかも、長期的な仕事と分かっ、ていても、こう不況が長引いては、やはり企業としても苦しいわけですね。経済界にいましたから、その辺りはよく分かっ、ております。それだけに御協力いただいている会員企業には深く感謝しているわけです。

そこで、国としても、もっとサポートしていただけるとありがたいと思っ、ます。政治家にこういうことを理解してもらっ、ることも必要でしょうね。まあ、法務省に対する人や予算の話になるのかもしれませんが、そういうことに限らず、何かこう業務全体を組織的というか、広い裾野を持った支援体制というものができればいいのではないかと思っ、ています。

それから、この ICD NEWS という雑誌についてですが、貴重な情報なので法務部の人は読んでくっ、れていると思っ、ますが、忙しい会社の偉いさんが読めるように、もうちょっと薄くしてくれればありがたいですね。まあ、それぞれに御方針があるかと思っ、ますので、この点は気にしないで結構ですが。

長い時間ありがとうございました。貴重な話をお伺いできて大変参考になりました。まだまだお聞きしたいこともあります。それこそ ICD NEWS が更に厚くなっ、てしまいますので、今回は、ここまでとしたいと思っ、ます。今後とも ICCLC その他各方面での御活躍をお祈り申し上げます。ありがとうございました。



一高時代，対三高戦（先頭でボールを追いかけているのが伊藤青年）



オーガスタゴルフクラブでの近影（左）

